

# 平成21年建設業における 労働災害発生状況（速報）について

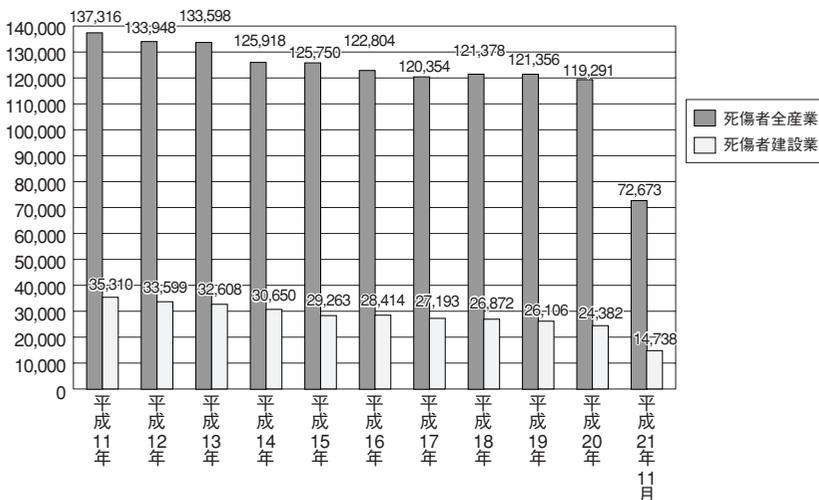
厚生労働省 労働基準局  
安全衛生部 安全課 建設安全対策室

平成21年の労働災害発生状況について、平成22年1月7日現在でとりまとめられている速報値を中心に説明します。データは、労働者死傷病報告等により把握しているものです。

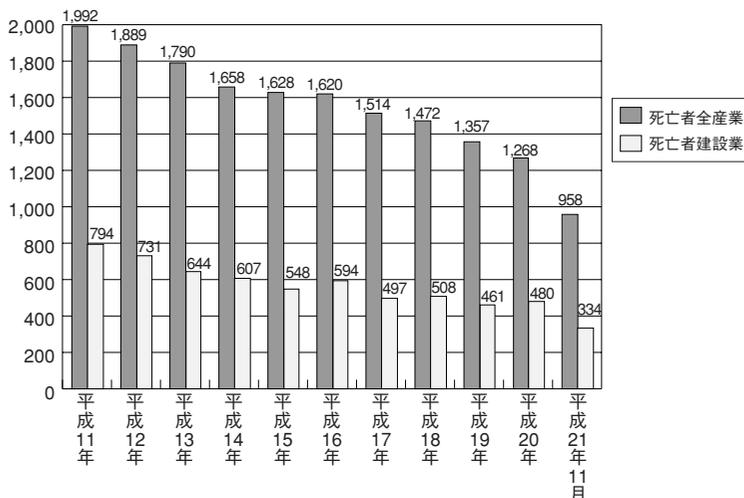
## ○労働災害の推移

死亡者数と休業4日以上の死傷者数のいずれも、全産業、建設業とも長期的には、減少しています。建設業における死亡者数については、初めて、400人を割りました。

（図－1、図－2）



図－1 死傷者数の推移（平成21年は11月末までの速報）



図－2 死亡者数の推移（平成22年は1月7日現在の速報値）

表－1 平成21年における死傷災害発生状況（11月末現在の速報値）

	平成21年（1月～11月）		平成20年（1月～11月）		対20年比較	
	死傷者数	構成比	死傷者数	構成比	増減数	増減率
全産業	72,673人	100%	83,349人	100%	△10,676人	△12.8%
建設業	14,738人	20.3%	17,001人	20.4%	△2,263人	△13.3%

表－2 平成21年における死亡災害発生状況（平成22年1月7日現在の速報値）

	平成21年		平成20年		対20年比較	
	死亡者数	構成比	死亡者数	構成比	増減数	増減率
全産業	958人	100%	1,186人	100%	－228人	－19.2%
建設業	334人	34.9%	413人	34.8%	－79人	－19.1%

表－3 平成21年の建設業における事故の型別死亡災害発生状況（平成22年1月7日現在の速報値）

墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	切れ・こすれ	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他・分類不能	合計
130	8	2	22	38	27	32	1	9	5	2	8	1	5	38	4	2	334

### ○平成21年の死傷災害の動向（1月から11月までの速報値）

死傷災害とは、死亡災害を含む休業4日以上の死傷災害のことですが、平成21年1月から11月までの全産業における死傷者数は、72,673人（速報値）で、前年同期より10,676人（12.8%）減少しています。また、建設業では、14,738人（速報値）で、前年同期より2,263人（13.3%）減少しています。

また、全産業に占める建設業の割合は、20.3%で、製造業の22.3%に次いで多くなっています。

平成21年の全産業における死亡者数は、958人（速報値）で、前年同期より290人

（23.2%）減少しています。また、建設業においては、334人（速報値）で、前年同期より98人（22.7%）減少し、初めて、400人を割りましたが、全産業の34.9%を占めており、依然として、業種別では、最も多くなっています。

また、建設業における死亡災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」が130人（建設業全体の38.9%）、と最も多く、以下、「飛来・落下」が38人（同11.4%）、「交通事故（道路）」が38人（同11.4%）、「はさまれ巻き込まれ」が32人（同9.2%）、「激突され」が27人（同9.6%）、「飛来・落下」が22人（同6.6%）となっています。

## 改正された労働安全衛生規則（足場関係）について

昨年改正（平成21年6月1日より施行）されました労働安全衛生規則のうち、足場等関係について、紹介します。

### 1 労働安全衛生規則第552条関係

事業者は、架設通路の墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けなければならないこととなりました。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができます。

- (1) 高さ85センチメートル以上の手すり
- (2) 高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」と言います。）

### 2 労働安全衛生規則第563条関係

事業者は、足場（一側足場を除く。(1)において同じ。）における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならないこととなりました。

- (1) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下同じ。）にあつてはア又はイ、わく組足場以外の足場にあつてはウに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働

者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。

- ア 交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備
- イ 手すりわく
- ウ 高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」と言います。）及び中さん等

- (2) 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」と言います。）を設けるものとしたこと。ただし、(1)の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでないこと。

### 3 労働安全衛生規則第567条関係

3.1 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた2の(1)のアからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないこととなりました。

3.2 事業者は、強風、大雨、大雪等の

悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更（3. 3において、「悪天候等」と言います。）の後に、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとなりました。

(1) 2の(1)のアからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無

(2) 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

3. 3 事業者は、悪天候等の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとなりました。

(1) 当該点検の結果

(2) (1)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

#### 4 労働安全衛生規則第568条関係

事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、3. 2の(1)及び(2)に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとなりました。

#### 5 労働安全衛生規則第575条の6関係

事業者は、作業構台の高さ2メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとなりました。ただし、作業の性質手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労

働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではありません。

#### 6 労働安全衛生規則第575条の8関係

事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとなりました。

また、事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更（7において「悪天候等」という。）の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとなりました。

#### 7 労働安全衛生規則第575条の8

事業者は、悪天候等の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとなりました。

(1) 当該点検の結果

(2) (1)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

#### 8 労働安全衛生規則第655条関係

注文者は、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について次の措置を講じなければならないものとなりました。

(1) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、①2の(1)のアか

らうまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無②幅木等の取付状態及び取りはずしの有無について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

- (2) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないこと。

ア 当該点検の結果

イ アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

## 9 労働安全衛生規則第655条の2

注文者は、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならないものとなりました。

- (1) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

- (2) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないこと。

ア 当該点検の結果

イ アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

## 足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について

労働安全衛生規則が改正されたほか、さ

らに、足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策を徹底するために、安全衛生部長名の通知（平成21年4月24日付け基安発第0424001号）が出されました。その概要は、次のとおりです。

### 1 足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置について

- (1) 足場からの墜落災害を防止するため、以下の措置を講じることがより安全な措置であること。

① わく組足場にあつては、次のような措置を講じること。

a 交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置すること。

b 手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

② わく組足場以外の足場にあつては、次のような措置を講じること。

手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。

- (2) 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらないように設置すること。

### 2 手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用

足場の組立て、解体時及び使用時の墜落災害を防止するため、平成21年4月24日付け基発第0424002号「手すり先行工法に関するガイドライン」について」付けに

において示された「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

### 3 足場等の安全点検の確実な実施

- (1) 足場等の点検（「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく点検を含む。）に当たっては、に各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。
- (2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。
- (3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。